

第4期

気仙沼市地域福祉計画

気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (概要版)



1 策定の趣旨

全国的に少子高齢化や人口減少が加速し、社会や経済を支える担い手が減少し、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

また、私たちが生活する地域でも、家庭や地域における「支えあい」が難しくなっています。またこのことが、単身世帯の増加や住民同士のつながりの希薄化を招き、社会的孤立やひきこもりや生活困窮などの問題にもつながっています。このように、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯で抱える問題も複合化しています。

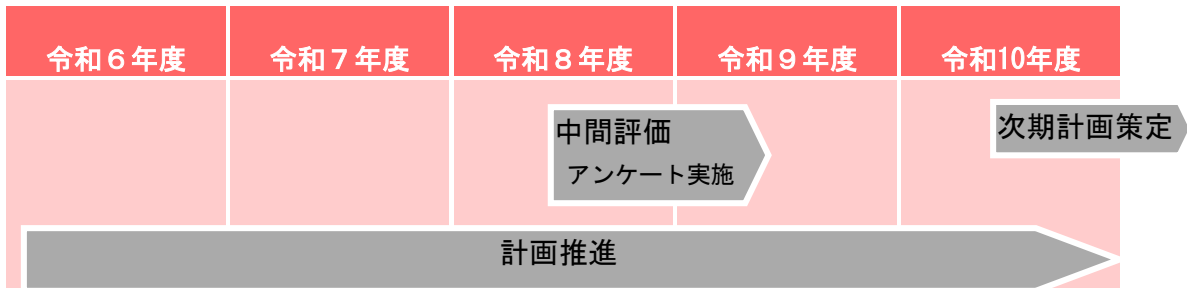
国は、このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、お互いに支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を進めています。

本市では、平成30年に「第3期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、「地域でみんながふれあい支えあって、自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、誰もがいきいきと健やかな生活を送るために、市民一人ひとりが福祉推進の担い手となっていくことができるようなまちづくりを進めてきました。

第3期計画が令和5年度末を持って終了することから、多様化・複雑化する地域福祉の課題に、引き続き、市民や事業所などとともに、気仙沼市と気仙沼市社会福祉協議会などが一体となって取組み、地域福祉を推進していくため、「第4期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を新たに策定します。

2 計画の期間

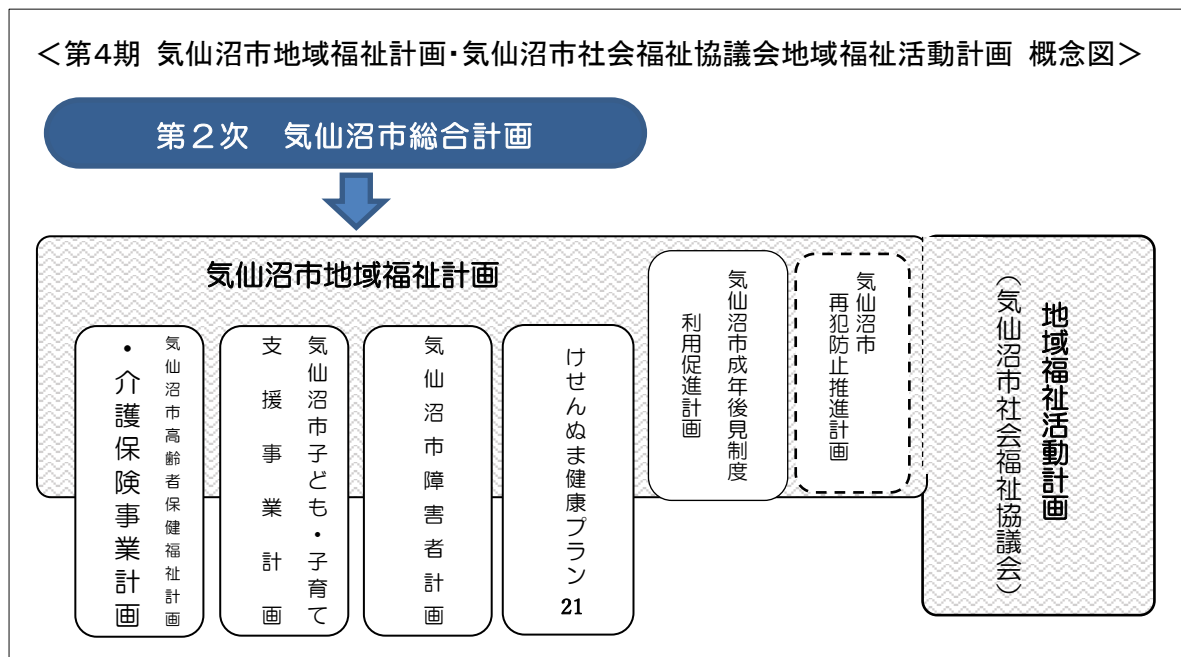
令和6年度～令和10年度（5年間）



3 計画の位置づけ

本計画は「気仙沼市総合計画」を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「けせんぬま健康プラン21」等の個別計画の地域福祉に関する事項を包含し、気仙沼市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定しました。

また、権利擁護の推進のための「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。



4 計画の基本理念と計画の体系

本市では、子どもや高齢者、障害を持った方なども含めた地域のすべての人が支え合いながら、一人ひとりが自分らしく暮らし、活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進するための施策を展開してきました。

地域でさまざまな課題に向き合いながらも、住民一人ひとりが生きがいをもって暮らすことが出来る社会を実現するため、第4期計画においても、これまでの計画で掲げた基本理念を継承し、その取り組みをさらに発展させ、地域に暮らす様々な立場の人が共に助け合い、支え合うまちを目指します。

基本理念

地域でみんながふれあい支え合って
自分らしく安心して暮らせるまちづくり

計画の体系

基本理念

第4期 地域福祉計画・地域福祉活動計画



基本目標Ⅰ ●地域で福祉を担う人づくり

地域に暮らすすべて人が、身近に発生する生活課題を共有し、関係機関・団体と連携しながら生活に身近な地域の福祉活動を担う人材を育成していきます。

具体的目標1 福祉意識の向上と活動促進

施策の方向性と推進項目

1 福祉教育の推進

学校などの教育現場をはじめ、あらゆる世代を対象とした福祉に関する広報・啓発活動や、学習機会の提供・福祉教育の推進に努めます。

2 地域福祉の意識向上と主体的参加の促進

地域に暮らすすべての人が、世代や属性に関わらず、地域の一員としてお互いが理解しあい、関わりやすくするため、福祉意識の醸成と地域活動への参加につながるよう周知・啓発に努めます。

具体的目標2 地域福祉の担い手の確保と育成

施策の方向性と推進項目

1 新たな人材育成と担い手の確保

地域活動の活性化を図るため、様々な形で地域活動に関わり、地域の担い手となる新たな人材育成に努めます。

2 地域活動推進者への支援

地域で活動している人や団体を支援し、継続した取組と活動を促進します。

3 地域行事等を通じたつながりづくり

1人でも多くの市民が、個々の状況に応じた形で地域に関わることができるよう、地域活動への参加のきっかけづくりに努めます。

具体的目標3 ボランティア・市民活動団体等の支援

施策の方向性と推進項目

1 ボランティア活動や市民活動への支援

気仙沼市市民活動支援センターや市社協が運営するボランティアセンターを中心として、活動のための情報交換や活動支援を行い、市民のボランティア活動や市民活動による活性化を図ります。

2 活動についての積極的な発信

地域福祉に対する意識啓発と活動内容などの積極的な情報発信を行い、活動に携わる人の裾野が広がるように努めます。

基本目標Ⅱ ●ふれあい支えあう地域づくり

住民一人ひとりが安心して生きがいを持って暮らしていけるよう、人と人がつながり、お互いが支え合えるような地域コミュニティを構築していきます。

具体的目標1 支えあう地域コミュニティの充実

施策の方向性と推進項目

1 支えあう地域活動の推進

地域の中で困りごとを抱えた人に気づき、適切な支援につなぐことができるよう、幅広い層が交流できる機会をつくり、普段からお互いの顔が見える関係づくりを進めます。

2 多様な交流の場づくりの促進

一人ひとりが、自分のできる範囲や形で地域に関わりを持つきっかけが出来るよう、多様なコミュニティの交流の場づくりを進めます。

具体的目標2 安全安心なくらしのための環境整備

施策の方向性と推進項目

1 災害時に備えた地域づくりの推進

災害に対する備えと、災害時の避難などに支援が必要な人への支援体制を整えるため、普段から住民同士で助け合うことができる関係づくりを進めます。

2 良好な生活環境の確保

誰もが暮らしやすいまちづくりの、め、生活に必要な基盤整備と地域のみまもり体制づくりを進めるとともに、多くの方が地域に関わりやすい環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ ●住みよい暮らしの体制づくり

「人づくり」と「地域づくり」のほか、地域福祉の充実・推進のための様々な福祉制度の展開とともに、保健・医療・福祉に係る関係機関・団体等との連携を図っていきます。

具体的目標1 地域の生活課題を受け止める体制づくり

施策の方向性と推進項目

1 支援を必要とする住民を支える体制づくり

支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられるよう、必要な情報を適切に発信するとともに、地域に暮らす住民と行政や支援機関など関係機関が連携し、包括的な支援体制の強化に努めます。

2 地域の生活課題を受け止める体制の充実

生活困窮者の支援やひきこもり状態にある方の社会参加に向けた居場所づくりなど、自立支援を行います。

3 多様化するニーズに対応する支援体制の充実

地域共生社会の実現に向けて、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための支援体制強化を進めます。

具体的目標 2 相談支援体制の充実

施策の方向性と推進項目

1 誰でも気軽に相談できる体制の充実

悩みや困りごとがあった際に誰でも気軽に相談することができるよう、地域における身近な相談体制をつくとともに、専門的な相談にも対応できる体制づくりに取り組みます。

2 各分野における相談支援体制の強化

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、適切な支援につなげることができるような相談支援体制を推進します。

3 関係機関の連携強化

相談機関の情報収集に努め、必要な専門相談機関に適切につなぎ、複雑化・複合化する課題を抱える方について関係機関で連携を図りながら、適切な支援につなぎます。

気仙沼市再犯防止推進計画

本計画は、犯罪や非行をした人が、地域社会の中で取り残されることなく社会の一員として復帰できるよう、立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、「第4期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に包含して策定します。

【現状】

本市の刑法犯検挙者の再犯率は減少傾向にあるものの、市が行ったアンケート調査の結果では、再犯防止の取組みへの認知度は、他の地域福祉の取組みに比べて低くなっています。

(市民意識調査の結果から抜粋)

- ・ 社会を明るくする運動」を知っている (10.4%)
- ・ 再犯防止啓発月間」を知っている (7.3%)

【課題】

再犯防止に対する市民の関心や取組への認知度を上げ、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う市民を増やすことが必要です。

【基本目標】

基本目標 1 市民の関心と理解の醸成に向けた周知・啓発

日頃からの見守りや声かけ等の身近な活動を通じて、犯罪が起きにくい環境を醸成するよう、市民の関心や理解を深め、みんなが暮らしやすい地域をつくるための取組みを実施します。

基本目標 2 関係機関、団体との連携の推進

青少年の健全な育成や非行防止に関し、学校や主任児童委員、警察署等の関係機関と連携し、啓発活動を行います。

基本目標 3 犯罪を犯した人の自立支援の推進

犯罪をした人の生活再建を支援するため、就労や住まいの確保のための支援体制を構築します。

気仙沼市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的障害等により、判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度で、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために必要な権利擁護の手段のひとつです。

制度の利用促進を図り、支援を必要とする人に支援が行き届くような地域共生社会を実現するため、「第4期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に包含して策定します。

【現状】

本市において、制度による支援が必要な要介護認定者数等は増加していますが、制度利用件数や利用額は減少傾向にあります。

市が行ったアンケート調査の結果では、制度に関する認知度は8割と高かったものの、制度の利用方法等の周知が不足しています。

(市民意識調査の結果から抜粋)

「成年後見制度を利用するときに困ると思うこと」

- ・手続きの方法がわからない (50.2%)
- ・制度の詳しい内容がわからない (48.7%)
- ・費用がいくらかかるのかわからない (44.9%)

【課題】

支援が必要な方の権利が守られるよう、制度利用に関する周知を行い、利用を促す取組が必要です。

【基本目標】

基本目標1 制度理解と利用の促進

制度に関する研修会の実施や、制度についての広報・啓発に努め、サービス利用を促進します。

基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化

地域連携ネットワークの構築と支援に関する課題解決に向け、中核機関を設置し、法律や福祉の専門職と連携した体制づくりを進めます。

基本目標3 後見人等の育成・活動支援

成年後見人等が安心して活動できる環境をつくることで、担い手確保や人材育成に努めます。

6 計画の推進方法

- ・市民、地域、事業者、気仙沼市社会福祉協議会、行政が連携・協働して推進します。
- ・関連する個別計画の事業推進と一体的な取り組みを行い、保健・医療・や防災・生活関連分野との連携を図りながら推進します。
- ・庁内連絡体制を構築し、個別計画との整合性を検証しながら取り組むとともに、計画の進捗状況の調査や施策立案を行います。

7 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、計画実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じ各種施策の見直しを行うため、気仙沼市地域福祉計画推進委員会と地域福祉計画庁内会議による評価を実施していきます。

また、地域福祉をより一層推進するため、気仙沼市社会福祉協議会と定期的な協議の場を設け、計画の進行管理も連携・協働して進めます。